

ライオンズクラブ国際協会

330-A地区 第51回年次大会 第1日目

議 事 録

2005年1月24日(月)

会 場

東京プリンスホテル・プロビデンス

代議員総会・議事要録

(午後 16 時開会)

(開 会 宣 言)

○司会(大会幹事代行 戸田 一郎)

ただいまより、ライオンズクラブ国際協会 330-A 地区第 51 回年次大会第一日目代議員総会を開会いたします。

本日の司会進行を担当いたします私は、東京麻布ライオンズクラブ所属で、幹事代行の L 戸田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。(拍手)

本大会は、複合地区会則第 20 条第 5 項に基づき本日 1 月 24 日に、この会の直前に開催されましたキャビネット会議におきまして決定された、お手元の議案書の 2 頁に記載されております「330-A 地区第 51 回年次大会第一日目議事規則」並びに「ロバート議事規則」によりまして、本日の議案審議をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、第 51 回代議員会の開会宣言を 330-A 地区ガバナー山浦晟暉 L にお願いいたします。山浦ガバナー、よろしくお願いいたします。(拍手)

○山浦ガバナー

ただいまより、330-A 地区代第 51 回年次大会第一日目代議員総会の開会を宣言いたします。(拍手)

(大会議長・副議長の紹介)

○司会

それでは、議案集の 2 頁にございます「第 51 回年次大会第一日目議事規則」第 3 項によりまして、山浦晟暉ガバナーに議長を、また、中村保彦副地区ガバナーに副議長をお願い申し上げます。

それでは、山浦議長、ごあいさつをお願いいたします。（拍手）

○議長（大会議長 山浦 晟暉）

皆様、改めまして、あけましておめでとうございます。

私どものこの年度もおかげさまをもちまして6カ月を経過いたしました、いよいよ後半に入らせていただきました。皆様ご案内の通り大変な災害の多い年でした。「災いの年」と言われているような半年間でした。7月から始まりまして、北陸のほうを中心としました台風が幾つも上陸いたしました、大変な災害を被りました。そしてまた新潟の大地震でございます。この前の神戸を思わせるような本当に大変な災害に見舞われました。その折には、本当に皆様方各クラブのご支援によりまして多くの支援金をお集めいただきまして、そして333-A地区をはじめとする各地区に義援金として、高麗緊急災害対策委員長を中心に現地にお持ちいたしました、大変お喜びいただいたような経緯がございました。

もうこれで終わりだろうと。誰しもが思っていた矢先に、あのようなインド洋津波の大災害でございます。暮れからお正月にかけて国際本部のほうもお休みに入っておりました。私どももその対処に非常に戸惑いましたけれども、しかしながら、330-A地区はどうしようかということで、緊急災害対策委員会といろいろと協議をいたしまして、各クラブの皆様方にその支援活動につきましてお願いを申し上げている状況でございます。実は330-A地区に限らず、全国レベルでこの問題をどうすべきかということが今、ライオンズクラブにとりまして、いわゆる地球的な愛の手を差しのべなければならないということで、明日、8複合の議長連絡会があり、この問題について330から337までの8複合地区の対応の仕方について最終的な結論が出るようでございます。おそらくLCIFを通して各災害地に対していろいろと支援をするということになるかと思いますが、なんと申しましても私どもの東洋・東南アジアエリアではタイでございますので、タイ国に対しての手厚い支援が日本としては必要ではないかなと。こんな風なことも一方では言われているのが現状でございます。いずれにしても未曾有の過去に経験したことのないような本当に大きな災害でございます。こういう時こそライオンズを挙げて愛の手を差しのべるべきではないかなと。こんな風な多くのクラブの皆様からの色々のご指導なども、キ

キャビネットのほうにいただいております。できるだけ早く結論を出しまして、その対応方をまたご連絡申し上げたいという風に思っています。

また、去年は「障害のある方に愛の手を」ということで、約 2000 名の皆さんにディズニーランドにお集まりいただきまして、本当に感動ある 1 日を有効に過ごさせていただきました。マスコミを通しまして約 600 万部の新聞にライオンズクラブの PR もできました。そしてまた、多くの皆様からライオンズに対する感謝の言葉、そしてお礼状などを各クラブの皆様もいただいているようでございますけれども、キャビネットのほうにも相当数頂戴いたしております。そんな意味で「障害のある方に愛の手を」という本当に皆様の温かいご支援とご協力を賜りまして、これが立派に大成功のうちに終わりましたことを改めてこの席をお借りして厚く御礼を申し上げたいと存じます。

また、チャリティーゴルフにおきましては約 330 名に上るメンバーにご参加いただきまして、185 万に上る愛の義援金をご寄付いただきました。これもこの席で厚く御礼申し上げる次第でございます。

なお、年が明けまして今年度は、全盲の全く目の見えない方を 100 名お招きいたしまして、2 月 21 日に池袋の芸術劇場におきまして、目が見えなくても耳から素晴らしい日本の音楽を聴いていただくということで、自衛隊の音楽隊にお出ましいただきまして、「愛のチャリティー・サポート・コンサート」というのを計画いたしております。

いずれにしても、1 年間、われわれ健常者が「障害のある方に愛の手を」というスローガンでございますので、どうかひとつ皆様方には、各クラブで素晴らしい活動をしておられるうえで、またいろいろとお願いを申し上げることをお許しいただきまして、キャビネットの今期の方針にご協力賜ればありがたいと。こんな風に思っております。

なお、きょうのこの年次大会第一日目を開催させていただいたという一番の理由は、私のこの期に何とかして 330-A 地区の将来の発展のためにできるだけ改革をしたいという風な考えから、きょうは第一日目を開催させていただいた次第でございます。去年は中島ガバナーが IT の方面で大変な改革をされたわけでございます。私も副地区ガバナーとして 1 年間席を共にさせていただきましたりまして、大変感銘いたしました。私も何かこの 1 年間で改革をしなければ、

ライオンズの将来はない。年々メンバーが減少する中で、これからの将来を考え、「明日のライオンズ、そして明日の日本、地球のために」というのが今期のガバナーズスローガンでございます。そんなことから明日のライオンズを考えて、この1年間、何としてでも改革をしたいということから、きょうはハードの面とソフトの面で、先ほど臨時キャビネット会議でご承認を賜りました案件につきまして、本日代議員の皆様方にご提案申し上げ、ご理解を賜ればありがたいと。こんな風に考えまして、この年次大会第一日目を開催させていただいた次第でございます。われわれは将来のライオンズクラブの発展を考え、やらなければならない義務と責任があろうかと存じます。そんなことで、どうかひとつ温かいご支援、ご協力を賜ればありがたいと考えております。限られた時間でございますが、意義ある代議員会になりますことをお願い申し上げ、私のごあいさつと代えさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○司会

どうもありがとうございました。

次に、中村保彦副議長よりごあいさつがございます。

○副議長（大会副議長 中村 保彦）

あけましておめでとうございます。（拍手）

昨年中はいろいろとお世話になりまして、本当にありがとうございました。また、今年もご指導、ご鞭撻いただきますようお願いいたしまして、ごあいさつに代えさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

（各委員会正副委員長・顧問の紹介）

○司会

どうもありがとうございます。

次に、各委員会の役員の方々のご紹介をお願い申し上げます。山浦議長、よろしく願いいたします。

○議長

本代議員会の各委員会の正副委員長および顧問の方々は、議案集3頁に記載

の通りでございます。どうか3頁をお開きいただきたいと思います。

なお、元ガバナーの方々についてのご紹介でございますが、先ほど開催されましたキャビネット会議でご報告申し上げましたけれども、本日より本年度の後半、地区レベルのキャビネット主催の会議につきましては、ガバナーの就任順に長幼の序という東洋の美学をここで採用させていただきまして、今期は就任順にご紹介させていただくことをお許しを、またご了承を賜りたいと思えます。よろしくお願ひ申し上げます。

○司会

議長は、どうぞ議長席にお就きください。

○議長

それでは、ご指名でございますので、議長席に就かせていただきます。

(議長席に着席)

本日の代議員会資格審査の結果を知野資格委員長より、報告していただきます。

(資格審査結果の発表)

○知野資格審査委員長

資格審査委員会委員長のし知野でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

ただいまから代議員会の資格審査の結果をご報告申し上げます。

登録代議員数は、ガバナーを含め580名でございますが、本日の出席代議員数は、494名でございます。なお、出席代議員の方々全員の資格を確認し、いずれも有資格者であることを認めます。

以上、ご報告申し上げます。ありがとうございました。(拍手)

○議長

知野委員長、ありがとうございました。

それでは、ここで本日ご出席の元地区ガバナーのご紹介を野口副幹事より申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○野口副幹事

副幹事の野口でございます。

それでは、ここで本日出席の元国際理事、元地区ガバナーの紹介を就任順にさせていただきます。

元国際理事 矢部四郎 L (拍手)、名誉顧問 元地区ガバナー 鈴木浩 L (拍手)、同 渡辺豊隆 L (拍手)、同 吉永貞雄 L (拍手)、同 池崎道男 L (拍手)、同 宇田川雄弘 L (拍手)、同 菅原雅雄 L (拍手)、同 塩田勇昭 L (拍手)、同 富田純明 L (拍手)、同 小坂哲瑯 L (拍手)、同 中野了 L (拍手)、名誉顧問 会議長 前地区ガバナー 中島洋吉 L。(拍手)

以上です。どうもありがとうございました。

○議長

それでは次に、本日の議案の決議方法について、決議委員会の橋口啓一委員長、お願いいたします。

(決議についての説明)

○橋口決議委員長

決議委員長を仰せつかりました L 橋口でございます。

皆様のお手元に議案書がございます。その 2 頁に大会議事規則が書いてございます。その 7 項に「議決はすべて、出席した代議員全員の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長の裁定するところによる」と記載されております。つきましては、本日の議決につきまして、代議員の拍手によるものとするを大会議長より代議員の皆様にお諮りいただくようにご提案いたします。よろしく申し上げます。

○議長

ただいま橋口委員長の説明の通り、代議員会の代議員の皆様の手による方法にいたしたいと考えますが、よろしゅうございますでしょうか。

【拍手多数】

ありがとうございました。

○司会

それでは、本日配布いたしました資料についてご説明申し上げます。

本日の代議員会は、1月8日付けで既に各クラブの会長様宛にそのクラブの代議員数分をお送りさせていただいておりますけれども、その『議案書』ならびに『資料集』と、本日お配りいたしました『資料集 2』、これを使用して行います。もし『資料集』をお忘れの方がございましたら、大変申し訳ございませんけれども、余分にごさいませんので、お隣の方に見せていただきますようにお願い申し上げます。

それでは、本日お配り申し上げました『資料集 2』についてご説明申し上げます。『資料集 2』でございます。

『資料集 2』の1頁目の「議案」に関しましては、1月8日付けで既にお送り申し上げました「議案」と内容は同一でございますが、ただ、「ライオンズ債」という名称につきましては、国際協会の指導によりまして「330-A地区支援預託金」のほうが適切ではないかとの判断によりまして、名称を変更させていただきました。従いまして、本日の「議案」は、この『資料集 2』の1頁目を基に開催させていただきます。

従いまして、『議案書』の5に大きく×印をお付けいただくようお願いいたします。既にお配りいたしております『議案書』の5頁でございます。ライオンズマークの付いているほうの資料でございます。この(3)に「ライオンズ債」というふうに記載されておりますので、これは全部使用いたしませんので、×印をしていただきます。

また、これに伴いまして、1月8日付けで先にお送り申し上げました『資料集』の3頁から4頁の「ライオンズ債の発行について」ということについては、この3頁から4頁にも大きく×を付けていただきまして、これに代わりまして本日お配りいたしました『資料集 2』の7頁を基に本日の代議員会を進行させていただきますので、お差し替えのほどをお願い申し上げます。ちょっとややこしいのですけれども、どうぞご協力のほどをお願い申し上げます。

また、もう一つございます。さらに1月8日付けでお送りいたしました『資料集』6頁から7頁に関しましては、先ほど開催されました臨時キャビネット会議におきまして改正されましたので、これも×を付して割愛させていただくようお願いいたします。また、これによりまして改正されました基本規定が『資料集 2』の8頁から9頁に記載されておりますので、ご参照のほどをお

願いたします。ご説明があまりうまくできませんので、ご確認いただきたい
と思います。

○代議員

前に送られてきている『資料集』を使うことあるんですか。

○司会

あります。

それと『議案書』の5頁をカットしていただきます。これに関しましては、
訂正されたものが本日配布いたしました『資料集 2』に盛り込まれておりま
すので、ご確認のほどをお願いいたします。よろしゅうございますか。

(異議なし)

よろしゅうございますね。

それでは、議案審議に入ります。

本日の議案(1)から(3)までにつきまして、山浦議長、お願い申し上げ
ます。

(議案審議)

○議長

それでは、本日の議案の提案理由につきまして、議長としてでなく、ガバナ
ー提案でございますので、席を替わりまして、ガバナーとしてこの点をお話し
させていただきたいと思っております。

まず、この趣旨説明の中で、法人化・事務局取得に関しましては、野崎法人
化・事務局問題推進特別委員会委員長をはじめといたしまして、池田会則委員
会委員長、松浦法人化推進委員会委員長、原川事務局検討委員会委員長、野崎
長期計画委員会委員長、坪野財務委員会委員長、そして各副委員長・委員会委
員の皆様方にたび重なる慎重審議をしていただきまして、先日、私のほうに答
申書がまいりましたので、この案件は先ほど開催されました臨時キャビネット
会議におきまして、すべて承認をいただいたものでございます。

それでは、私は先ほどの臨時キャビネット会議で承認をいただきました案件
につきまして、既にガバナー公式訪問、そしてまた会長会等であるお話し申し

上げておりますけれども、本日はMDの関係の皆様方他、初めてお聞きになる代議員の方もいらっしゃると思いますので、その辺につきましてご説明させていただきます。

まず、1番の「キャビネット事務局用不動産取得のための中間法人の設立の件」ということをございます。

私どもライオンズクラブが日本に誕生しまして 52年、いわゆる私どもの心の置きどころと申しましょうか、家がない。事務局が持たれていないというのが現状でございます。そのために毎年ガバナーが替わるつど事務局が移転する。その移転費用が内装費まで含めて約 250万かかる。そして家賃が毎年約 1000万かかる。約 1250万が現在かかっている状況でございます。後ほどまた資料でご説明申し上げますけれども、そのような資金が皆様から頂戴します地区費の約 37%に今、到達いたしております。このままでまいりますとメンバーが減少している昨今、おそらく次期中村副地区ガバナーがガバナーにご就任のあかつきには 40%に達するであろう。また、2年～3年後には皆様からいただく地区費の 50%が家賃、移転費等々で消失していくであろう。こういうことを考えた時に、ライオンズクラブのキャビネット運営というものが崩壊してしまうということが歴然といたしております。

そんな中で、私ども今期は何としてでもそういう費用を無駄遣いをしないことを前提に、そのためには自分たちの事務所を持とうじゃないかと。日本で 52年たった今日、東京の 330-A地区がまだ毎年のように事務局が変わり、そして1千数百万の貴重な浄財を垂れ流しておる。これはいかんせん残念なことでございます。そんなことからそれを何とか節約して、1000万位の予算を削減しようじゃないか。そしてその 1000万位の予算を削減したものをもっと有効に使うべきであるということで、今期は立ち上がったわけでございます。

そんなことから、今期はそのためには法人化をしなければ事務局を持つことはできない。物件を所有することはできない。一昨年たまたま中間法人という法人ができて、同窓会や商店会や校友会やあらゆるグループが法人によるメリットをいろいろ考えて、この中間法人を設立いたしております。わがライオンズクラブでも何としてでもこの中間法人を設立し、そして事務局を取得し、1250万もかかっているものを何としてでも節約していかなければいけない。そ

うしなければ明日のライオンズは考えられない。そんな危機に直面いたしておる現状を打破しようということで、これを考えたわけでございます。『資料集』の1頁と2頁に今、申し上げた趣旨は記載してございます。

なお、きょうお配りしました『資料集 2』の10頁と11頁をお開きいただきたいと思っております。今、私が申し上げましたことが表になっております。10頁で、現在は約1260万をかけております。月に直しますと約105万でございます。これを何とか事務局を取得することによって、改正後は固定資産税、共益費等々を含めまして約20万弱、年間200万前後の費用で1年間を運営していくというようなことをしようということから、この中間法人を設立しようということになった次第でございます。名称を「330-A支援会」、法人格は中間法人、目的は不動産の所有。アンケートによりまして、東京の中心的な場所に1フロア、50～60坪を獲得し、資金総額は約1億円ということで、年間の経費節減額を1000万。こんな風に掲げて、今回トライしたわけでございます。

11頁をご覧いただきたいと思っております。11頁が過去5年間ほどの皆様から頂戴する貴重なご浄財の地区会費の収入でございます。2000年～2001年4491万ございました。それが年々会員の減少によりまして減少しておりまして、今期は2004年～2005年のところをご覧いただきますとおわりの通り、3500万、約1000万ほど5年前よりも収入が減っております。にもかかわらず、ご案内の通り、その右側でございます家賃、そして移転費等々を含めましてこんな風な費用がかかっているわけでございます。来年の中村副地区ガバナーがガバナーにご就任する時を予測しますと、経費のほうは毎年変わらない。しかし、収入は年々減少してくる。これが昨今の現象でございます。

私もライオンズクラブ・キャビネットでPR委員長をさせていただいておりましたけれども、あちらにいらっしゃいます塩田元ガバナーがご就任になられておりましたのが8年前のオリンピックがあった年でございます。8年前に8600名メンバーがおられました。それがオリンピックが2回回ってきた8年後の今日5600名、何と3000名減少しているわけでございます。3万名の3000名であれば約1割でございますけれども、8000名の3000名でございます。大変なメンバーの減少でございます。これはご案内の通り、年々高齢化するメンバーの減少、そして退会。経済状況の問題だけじゃなくして、人間関係、また、

経費がかかりすぎるといような問題等々いろいろとございまして、メンバーは8年間で3000名でございましてから、350名強毎年減っているのが今のライオンズクラブの330-Aの現状でございまして。これが続くなれば必ずや近い将来、キャビネットの運営は崩壊する。ということは330-A地区の今後の発展に非常に支障を来す。運営に支障を来すという現実を私は真剣に捉えまして、これに専念すべきではないかということが今回の1年間の方針の一つでございました。そんなことから皆様にきょうこれからお話をさせていただく件でございましてけれども、事務局の取得がなぜ必要なのかということは、皆様に今、お話し申し上げた通りでございまして。このことは公式訪問で皆様方にも何度か説明させていただき、そして会長会でも何回となくこれをお話しさせていただきました。多くの会長様から「一時も早く事務局を持つべきだ」といような大変温かいご支援とご賛同を承ったやに記憶いたしております。

なお、法人化につきましては、中間法人という法人を申し上げましたように開設するわけでございましてけれども、この法人は開かれた民主的な法人を設立いたそうと。こんな風に考えております。役員につきましても、ガバナーを終わった者が次の理事長をやる。1年間ごとに役員が変わっていく。毎年ガバナーを終わった方が理事長に就任するといようなことで、民主的な開かれた中間法人によって330-Aを支援していこう。そして330-Aの無駄なお金を少しでも削減していこうというのがこの趣旨でございまして。

また、この議案(1)につきましては、さらに細かく後ほどご説明いたしますが、この設立されます中間法人「330-A地区支援会」と、そして330-A地区が連携を保っていかなければならないといことで、これにつきまして、池田会則委員長からご説明をお願いいたしたいと思っております。池田委員長、よろしくお願いたします。

○池田会則委員長

ただいまご指名がございました会則委員会の委員長ならびに法人化・事務局問題推進特別委員会の副委員長を拝命しておりますL池田でございまして。

今、ガバナーのほうからご案内がありましたように、今までライオンズクラブ国際協会330-A地区とい奉仕団体がございまして、その横に中間法人の支援会ができるわけでございまして。つまり奉仕活動のステーション基地が2つ

できるわけですが、この2つをブリッジで結んでおかなければ、それぞれ別々に宇宙遊泳してしまうと非常に困るということで、架け橋を考えたわけですが、それがこれから申し上げるところの規定でございます。まず、皆様のお手元にお配りしてございます『資料集 2』というのがございますけれども、その6頁をご参照いただきたいと思います。『資料集 2』の6頁でございます。

この規定のタイトルは、「ライオンズクラブ国際協会 330-A 地区と有限責任中間法人 330-A 地区支援会の間の人的・物的連携に関する規定」というタイトルでございます。読みます。

第1条 ライオンズクラブ国際協会 330-A 地区（以下単に甲という）の地区運営費の節約及び運営上の便宜のために、キャビネット事務局用事務所の所有等の目的で有限責任中間法人 330-A 地区支援会（以下単に乙という）を設立したことに伴い、甲と乙とが綿密な人的・物的連携関係を構築し、もって両者の共存共栄を図ることを目的として、本規定を制定するものである。

第2条 乙（すなわち法人のほうですが）の理事は、甲の現・前地区ガバナー・幹事・会計・事務局長・委員長のうちから、現地区ガバナーにおいて推薦した者が就任する。

第3条 乙の代表理事（これは法人のほうです）は、甲の前地区ガバナーが就任する。

但し、初年度は現地区ガバナーとする。同監事は、少なくともその1名は、甲の現副地区ガバナーが就任する。

これは定款によりますと「3名以内」というふうになっておりますので、3名のうちの1人は、必ず副地区ガバナーに就任していただくという趣向でございます。

第4条 甲は、乙がキャビネット事務局用物件を取得するための資金に充当するため、甲所属の各ライオンズクラブ及びそのメンバーから資金を借り入れることを承認する。

このライオンズクラブで承認するということでございます。

第5条 甲キャビネット事務局の事務所は、乙において選定・提供した物件

をもってこれに当て、他の場所に設置しない。

ほかの場所に設置されますと、折角法人をつくって財産を取得しても有名無実になるということ防止しようとする規定でございます。

第6条 甲・乙間に生じる各種運営上の事項を協議するため、甲に運営協議委員会を設置する。

運営協議委員会の委員長は、現地区ガバナーが就任し、委員は現地区ガバナーが選任する。

委員の任期は1年とする。

但し、初年度は2年とする。

附則

1、本規定は、平成17年1月24日から施行する。

2、本規定の改定・廃止は、代議員総会の決議による。

以上の通りでございます。

○議長

ありがとうございました。

続きまして、キャビネット事務局用不動産取得の件につきまして、ご説明申し上げます。

この不動産の取得につきましては、事務局検討委員会、会則委員会、財務委員会、長期計画委員会等々の委員長をはじめといたしまして、幹事団・三役の10名による不動産選択委員会をガバナーの方針として設置させていただきました。それに基づきまして、まず、最初にアンケートを取らせていただいた結果、もう一度、5頁をご覧いただきたいと思います。『資料集』の5頁にアンケート結果が出ております。12月20日現在で87クラブが新宿近辺ということになりました。そんな関係から、この事務局検討委員会に新宿近辺においての物件を検討いただきました。

その結果、ご提案申し上げますのは、『資料集 2』の7頁と8頁の間でございますカラーの頁をご覧いただきたいと思います。幾つかの物件の中から、新宿の駅から徒歩5分、大江戸線（徒歩）1分等々アクセスが下でございますこの場所、新宿区西新宿7丁目10番地17号の新宿ダイカンプラザB館／鉄骨鉄筋コンクリート造 11階／2階の、左の写真の2階の蛍光灯がついている部

分でございます。この部分を 54.1 坪ということで、現在のキャビネットの什器を上のように設置いたしまして、30 名、そして 25 名の委員会が 2 つできるという中で、事務局をレイアウトしていただいております。この物件を 9500 万。後ほどまたお話がございますけれども、不動産鑑定士によりますこの物件の評価は 1 億 3500 万でございましたが、不良債権のために大変時間がかかりまして、最終的にこんな風なお安い値段で獲得することができます。そしてこれは右下に書いてございますように管理費が 5 万円、固定資産税が 11 万 1000 円、月額 16 万 2000 円ということで、修繕積立金も含めまして年間約 200 万でこれは維持することができるということになりました。後ほどまた細かいことは委員長からご説明があるかと存じます。アクセスは 9 つのアクセスがクロスしている。新宿から歩いて 5 分ということでございます。そんなことで一応、物件を選定し、そして本日、臨時キャビネット会議でご承認を賜ったわけでございます。

そして購入する資金について、この募集の件につきましては、松浦法人化推進委員会委員長からご説明をいただきたいと思っております。松浦委員長、よろしく願いいたします。

○松浦法人化推進委員長

ただいま紹介いただきました法人化推進委員会委員長 L 松浦でございます。

ただいま、山浦ガバナー、池田委員長から不動産の取得に関する件等々がございましたが、中間法人を設立するにあたりまして、事務局用不動産を取得するわけでございますけれども、取得するにあたり資金が必要となるわけでございます。従いまして、『資料集 2』7 頁をご覧くださいと思います。こちらに「330-A 地区支援預託金募集要綱」がございます。平成 17 年 1 月 24 日、本日でございますが、作成したわけでございます。1、2、3、4、5 とございますが、これをちょっと読み上げさせていただきますと、

本支援預託金は、ライオンズクラブ国際協会 330-A 地区のキャビネット事務局用不動産を有限責任中間法人 330-A 地区支援会において取得するための財源に充当するものであります。

もとより、本支援預託金募集は、ライオンズクラブ或いはそのメンバーの自由な意思に基づくものでありまして、決して強制されるものではありません。

しかし、取得される不動産は、330-A地区全体の運営・管理にあたるキャビネット事務局や各種委員会等に利用するものでありまして、当地区全体の共有財産としての性格を持つものでありますから、この趣旨に充分にご理解をいただきまして、極力ご協力のほどよろしくお願いいたしますものであります——ということでございます。

細部にわたりましては1、2、3、4、5とありますが、1は、預託金募集の主体は、有限責任中間法人330-A地区支援会でございます。これは法人でございます。

2番目、各預託金の金額、これは少数クラブがございますので、1口が2万円でございます。各クラブ5口から10口でお願いしたいと思います。各メンバー（1名）につき1口以上ということでございます。

3番目、利息などがございますが、本預託金は無利息とし、配当その他名目を問わず何らかの金銭を付すものではない。

これは中間法人の場合は配当はしてはいけないという規定がございますので、当然、配当はできませんけれども、無利息ということでございます。

4番目、預託金の返還・譲渡禁止、(1)(2)とございまして、(1)は、本預託金は、当該クラブの存続中並びにクラブ会員たる身分の存するうちは返還はいたしません。但し、クラブメンバーたる資格を失ったときは、返還する——ということでございます。

返還義務があるということです。それでここに印字はしてありませんが、本人が資格を失って退会をしたい時は、キャビネット事務局に申し出をしていただいて手続きをしていただいて、中間法人の理事会で検討して、返還をいたしますということでございます。付け加えますが、本人が退会する時は、クラブに一度申し出をしていただいて、それでキャビネット事務局のほうに申し出をしていただく。申請をしていただいて、あと検討の結果、返還をいたすということでございます。

(2)番、本預託金返還請求権は、他に譲渡し、担保の目的に供することはできない。

ですから譲渡禁止と、それから担保にもできませんということはもちろんこの預託金の書類に明記する予定でございます。

5番、預託金募集期間は、2005年2月15日から6月30日までとする——
ということでございます。

2月15日というのは、2月15日頃きょうの審議の結果で法人化が完了する
という予定で、2月15日からということでございます。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

以上でキャビネット事務局用不動産取得のための中間法人の設立、そして事
務局不動産の取得、そして330-A地区地区支援預託金募集の件につきまして、
ご説明をさせていただきました。重ねて申し上げますけれども、先ほどの臨時
キャビネット会議におきまして、このキャビネット事務局用不動産の取得、そ
して330-A地区支援会への預託金の募集、そして新宿のダイカンプラザB館
2階の物件の取得につきましては、キャビネット役員の皆様方にご承認を賜り
ました。

代議員の皆様にお諮り申し上げたいと思います。

まず、第1号議案「キャビネット事務局用不動産取得のための中間法人設立
の件」について、ご賛同・ご承認をいただけますでしょうか。

【拍手多数】

ありがとうございました。ご賛同多数ですので、承認とさせていただきます。

次に、第2号議案でございます。「キャビネット事務局用不動産取得の件」
でございますが、先ほど申し上げました新宿のダイカンプラザB館の物件を取
得することに対しまして、ご賛同・ご承認いただけますでしょうか。

【拍手多数】

ありがとうございました。

○L清水（日比谷LC）

質問があります！

○議長

質問は一緒にいただきますので、ちょっとお待ちくださいませ。

次に、第3号議案「330-A地区支援会に対する支援預託金募集の件」につ
いて、ご賛同・ご承認いただけますでしょうか。

【拍手多数】

ありがとうございました。

それでは、ご質問をお受けいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。清水さんですか。どうぞ。マイクをお願いいたします。

○L 清水

東京日比谷ライオンズクラブ所属のL 清水でございます。

山浦ガバナーにご質問させていただきます。本日お渡しいただいたこの書面にお買い求めの縷々書かれておりますが、予算書が付いてないのはなぜなのでしょう。基本的に今おっしゃっている1クラブについての問題、それから各メンバーについての問題を掛け算、足し算いたしますと、1クラブおっしゃる通り20万ずつ仮に出したとして200クラブ、約4000万ですね。それからメンバーからのお金がどれだけの思惑の中でお考えいただいているか。足りないお金、これ1億と書いてあるので、1億には満たないと思うんですが、その辺のところの予算というのはどのようなお考えで、1億という予算をお組みになったのか。ご質問します。

○議長

ガバナーとしてお答えさせていただきます。

基本的に私がガバナー公式訪問で各地区を訪問させていただいた折に、各会長様から「一時も早く購入するように。何百万も自分を出すことはできないけれども、数十万だったら出すから、ぜひ一時も早く購入するように」というような、きょうはここに幹事団も何人かおりますけれども、そういうお声がだいぶございました。そんなこともございまして、この辺につきましては基本的に例えば一般のメンバーが1口ご賛同いただけるのだったら、会長様とか、またはゾーン・チェアパーソンの皆さん等々につきましては、それなりのご協力を賜りたいというようなことも実はないと言ったら嘘でございまして、330-A地区のために今期、山浦キャビネットにいろいろとご参加いただいて、お役を務めていらして大変ご苦勞をおかけしているにもかかわらず、大変厚かましいお願いでございまして、
「その辺は少し決めて言ってくれよ。そうしないと、俺、3口出したらいいか、5口出したらいいのかちょっとわからないけれども」というようなことを実は言われている現状でございまして。

これはとりあえず購入に対しましてある程度の思惑で試算をいたしました結果、少なくとも4000万、5000万では、どう考えてもライオンズクラブが事務局を応援していただくのスペースはとても確保できないということで、原川委員長はまだお話ししておりませんが、事務局検討委員会では最初、1億3000万とか、1億5000万とかという予算の中でいろいろとご検討されたわけですが、資金の問題が一番大事ですから、資金がとりあえずどれだけ集まるかということは、実際に集めてみなければ、今、清水Lのおっしゃるようにはわからないわけですが、できるだけ皆様のご協力を期待をしつつ、大体1億ぐらいいは何とかいけるんじゃないかというようなことを考えながら、この物件を選定させていただきました。4000万、5000万ですと2DKとか、住宅に使うような程度のものしか確保することはできない。しかし、何としてでもこのようなことをやっていかなければ、次の改革は望めないということで、皆様にご協力を賜りたいということが本音でございます。ですから今、この席でガバナーとしてゾーン・チェアパーソンが何口とか、会長さんが何口とかということは申しませんが、ざっくりばらんに申し上げて、皆さん一杯飲みに行ったつもりで、少しライオンズの将来のためにご協力を賜りたい。そして何としてでも1億に近づけていくようにしていく所存でございます。

以上でございます。（拍手）

何かほかにもございますでしょうか。

○L 杉田（小笠原LC）

小笠原ライオンズクラブの杉田でございます。

先ほどガバナーのほうから建物のご紹介をいただいたのですが、不動産を取得することに関しましては、先ほどのキャビネット会議でご承認いただいているということで、毛頭ケチをつけるつもりはございません。

ただ、私が心配しているのは、この建物が、ちょっと漏れ聞いたところによりますと築25年というようなお話を聞いております。そんな中で10年前の阪神大震災または新潟の中越地震があった時に、この建物が築25年といいますが当然、昔の構造でつくられていると思われまして。私も実は建築をやっておりますもので、耐震構造等、その辺で、もし大きい地震があった時に折角メンバーから集めた1億というお金が瓦礫の山になってしまう心配はないのか、とい

うのがちょっと危惧としてございます。選定にあたって、どのような方が選定されたのか。当然、そういう構造、耐震等に対する専門的な方がその中に入っていたのかどうか。その辺のご確認をちょっとさせていただけたらと思います。

○議長

先ほども同じようなご質問がございました。選定委員会の中には専門家が入っているの選定でございます。なお、その辺につきましては、野崎委員長、ひとつよろしくお願いいたします。

○野崎特別委員会委員長

特別委員会の委員長のL野崎でございます。

先程来も臨時キャビネット会議の席上で同じような質問がございました。予測をしてモノを買う場合、起こりうるであろうという予測のもとでモノを買う場合、いろいろ解釈はあると思います。予測ができないのが天災でございます。予算の問題もでございます。選定委員長の原川委員長からまた説明をさせますが、金額に伴う予算、それから金額に伴う物件等も考えなきゃならないという問題もでございます。あらゆる地域をいろいろ探しまして選定した結果でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

選定委員会の原川委員長から説明させます。よろしく。

○原川選定委員長

原川でございます。

ただいまの質問に対してお答えいたします。これはキャビネット会議でも出た問題でございまして、この建物は昭和54年に建築されたものでございます。昭和56年の建築基準法が改正される前の基準の建物でございまして、私どもも取得する場合にちょっと不安がございました。しかし、それに対していろいろ調査いたしました結果、このビルは11階建てのビルでございまして、上のほうは分譲のマンションになっております。その中で、ここには管理組合あるいは理事会というものができておりまして、耐震についてどうするのかという質問に対しましては、「11階全部の中で検討いたしますから」という回答が来ております。いずれは耐震構造に直さなくてはいけないのではないかなと思いますけれども、予算の関係もあり、まだほかにも物件が1億3000万、1億40

00万というものもございました。しかし、やはりある程度1億というような中で取得するにはこれが最適ではないかなと思ひまして、選定委員会へ答申をいたした次第でございます。

以上でございます。

○議長

以上でございます。先ほども委員長からお話し申し上げました通り、予算がいくらでもあれば、いくらでも新しい建築で広大なところが求められるわけでございますけれども、先ほどのお話ではございませんけれども、1億どうやって集めるんだということで、1億でも、これは大変なことだと思います。簡単に一口に1億と申しますけれども、大変なことではなかろうかと思ひます。そういう中でスペースが限られ、50坪最低ないとやっていけません。そしてまた駅から至近距離と。高齢化する中で、歩いて10分なんていうのは困るよと。少なくとも5～6分という範囲のこと。そういうお話がございましたことを先ほどのキャビネット会議でもご説明させていただきましたことを付け加えさせていただきます。

はい、どうぞ。

○L風間（新橋LC）

重要な案件故に、議事進行異議あり、と申し上げたいと思ひます。今のよう
に賛成意見、反対意見、そして十分な説明をした後に承認、賛否を採るべきであって、承認を採った後に意見をいただいて、それは具合悪いよ、と言っても、これはおかしいことになります。キャビネット会議はあくまでキャビネット会議の構成メンバーの審議、承認でありまして、これは330-A地区の代議員会で、代議員の権利、ボードは全く違う意味を持ちます。重要な案件ほど丁寧にやっていただきたい。もう一度差し戻して、意見を聞いたうえで賛否を採っていただきたいと思ひます。（拍手）

○議長

それでは、今のご提案にのっとりまして、改めてまたご承認を採らせていただきます。何か質問ございますでしょうか。

○杉田L

はい。

○議長

どうぞ。恐れ入りますけれども、お1人の質問は2回に限っております、時間のほうもありますので、よろしくお願いいたします。

○杉田 L

わかりました。

今、お話を聞きまして、この部屋の使用時期というものに関しまして、ちょっとお尋ね申し上げます。今回の中間法人設立にあたって、取得する時期及び使用時期に関しましては、たぶん来期中村副地区ガバナーは別のところでお考えのことと思われれます。そうなった場合に、先ほど清水 L のほうからちょっと出ましたが、今回1億を集めるというのが、今回の不動産に対して予算を組まれたのか。それとも本来であれば、ガバナーのおっしゃるような1億というようなことですが、これが1億5000万でも、仮に2億であっても、本当にいいものであればメンバーはたぶん納得できると思うんですね。そういう意味において、とりあえず中間法人のこの預託金をまず先に幾ら集まるのか、目標額を設定しまして、集まった段階で、それに見合った物件を探すという方法もあってよかったのではないかと私は思われれます。以上でございます。（拍手）

○議長

その点につきましては、野崎委員長、お願いいたします。

○野崎特別委員会委員長

われわれ特別委員会は特にまた選定委員会を設けまして、10名の構成メンバーで選定をいたしました。あらゆる分野で検討し、また、あらゆる分野で相談し、結果を得たわけでございます。特にこの建物、ここに説明が書いてある通り鉄筋コンクリート造でございます。これが老化しているか、してないか、建築専門家の方からお話がありましたが、これはそういう心配がないという選定のもとで結果が出たわけでございますので、ご理解を賜りたいと。

もっといいものを買えば、いいものがあるんじゃないか、という話もございしますが、たまたま原川委員長のもとで探しました物件がございします。1億5000万の物件もございしました。が、しかし、管理費が35万もかかります。35万のほかに付属金が付きますと50万でございます。とてもそれほどの負担ができないということでございします。この物件は先ほどガバナーから説明があった

通り、管理費が5万円でございます。低支出でございます。そういう支出でないと毎月の負担ができないというのが現状のキャビネットの運営でございます。ご理解を賜りたいと思います。（拍手）

○議長

ありがとうございました。

ご質問どうぞ。

○佐竹 L（福生 LC）

福生ライオンズクラブのL佐竹でございます。

私は基本的には自分たちのライオンズクラブの事務局を持つことには賛成であります。しかしながら、今回のこのやり方は相当拙速になっているのではないかとということで、2つほどご質問いたします。

1つは、聞き及びますところによりますと、ある前ガバナーがキャビネット費のいってみればどうも不透明な使い方をしたということで問題になっております。そういうキャビネット不信がある中で、実際にそういう自社のキャビネット事務局を取得する場合に預託金を集めるに対して、クラブ並びにメンバーがそういうキャビネット不信を持っている中で、一体どれほどの協力を得られるのかということについて、まず、お聞きしたいと思います。それからまだあります。ライオンズ債の引き受けが大幅に購入額に満たない場合どうするのか。先ほども清水Lから質問がありましたけれども、積算、予算、一体どれぐらい集まって、どれぐらいのものを購入するかということが全く出ておりません。それが2つ目。

3つ目、これだけのことをやるには当然、330-A地区、甲というふうに言っておったようでございます。中間法人は乙という表現をしておりましたけれども、330-A地区の全メンバー、全クラブの理解を得なければ、これはとてもできない話だと思います。そこで継続性を持って実行していくのだらうと思いますけれども、次期の副地区ガバナーとこれらについて十分な話し合いをして、理解と協力が得られているかどうか。これは山浦ガバナーよりも、私は中村副地区ガバナーのほうにお聞きしたいと思います。そうでないと、もうわずか5カ月ですからね、山浦ガバナーの期間は。それでもって2月15日から預託金を始めると。で、6月30日といいますと、山浦ガバナーはもはや過去の

人になっているわけでございます（笑）。そういうことで、中間法人の理事長さんになるということでございますから、それはそれとして、やはりこれは予算を立てて、それからどうするんだと。私が概算でちょっと計算しますとクラブ205クラブ、それとメンバー数を足しますと、これは全く概算ですけれども、1億5000万になるんです。

○議長

恐れ入りますが、質問をひとつ簡潔にお願いいたします。

○佐竹L

そういうことでやはり予算があって、その予算内でどうするかということが普通のやり方だと思いますので、ひとつじっくり説明していただきたいと思います。

○議長

ご質問にガバナーとしてお答えさせていただきます。

まず、相前後するかもしれませんが、この問題につきましては副地区ガバナーとも当然のことながらお話をさせていただいております。これは中村副地区ガバナーからのご回答を、というお話でございましたから、中村副地区ガバナーから詳細につきましてはお話があると存じますけれども、中村副地区ガバナーは、以前に塩田ガバナーがお考えになったように、なるだけ土地を買って、そして少しでもいろんなものが複合的に入るような建物を、というようなお考えのようでございます。詳しくはまた後ほどであろうかと思っておりますけれども、私は大変素晴らしいことだと思ひまして、この前も中村副地区ガバナーとお話をしまして、とりあえず法人化をして、そして何かをとりあえず持って、それをその場合には下取りに出して、そして次のステップを踏んでもらいたいと。

なにしろ、ここでとりあえず先鞭をつけさせてもらわないとこれは前に進まないということで、実は代議員会第一日目をここで開催いたしましたのも、後ほどの副地区ガバナー選出の件もでございますけれども、ここで何としてでもこの1億に近い数字を皆様からご協力を賜りたい。そのための努力はこれからしてまいりたいと思っております。それを恐れていたのでは何もできないと。こんな風に私は思っております。やはり改革をし、そして将来のライオンズクラ

ブを考えるためには、もしも、もしも、ということを考えていたのでは、私は前進がないと。こんなように思います。私も、これから皆様にお諮りするわけでございますけれども、とりあえずは今期できるだけ努力を最大限させていただきます。そしていろいろと不足する場合には、ライオンズクラブの現在留保しております資金の中から少しでもお借りするというようなことで、何とかこの 9500 の物件を私は実現していきたい。そして 1000 万からの経費が節減できるわけでございます。この 1000 万からのものを仮に節減しなかったら、これをいつまでも垂れ流しにしていくということは、私はライオンズの将来を考えた場合に不可能であるということから、この発想を申し上げているわけでございます。

いろいろとご意見もあろうかと存じますが、そんなことで私は今回のこの件を予算化して集めてからでは遅いということで、今から皆様にこれを目標にしていただいて、目標を立てて、そしてこれにご協力を仰ぎたいと。こんなように思っております。私も当然ながら自分がこの発案者の 1 人でございますから、これを何とか実現すべく最善の努力をいたしたいと思っております。

以上でございます。（拍手）

中村副地区ガバナーからも一言お願いいたしたいと思っております。

○中村副地区ガバナー

こちらで失礼します。

基本的には、私はライオンズ会館あるいは事務局を固定化して持つということに対しては大賛成しております。ライオンズクラブ 50 年の歴史で初めてやることです。いろいろな問題点が出てくると思います。来年は私が 4 月に年次大会で承認されましたら、皆さんと一緒にこの後、細部の問題点をクリアさせていただきたい、いきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長

時間が無制限でございますとよろしいのでございますけれども、きょうは、これからまた賀詞交歓会などもございますので、ご意見は当然、賛否両論あることは十分に承知しておりますし、また、もっといい物件を、もっとたくさんの予算で地震が来ても壊れないような物件を探せ、というようなご意見もある

ことは十分に承知しておりますけれども、多くの皆様のご賛同をいただけるならば、ここで賛否を問いたいと思いますけれども、いかがでございましょうか。

【拍手多数】

ありがとうございます。それでは、この案件につきまして……

○代議員

議長！ 最後に一言お願いします。

○議長

一応、採決することにご承認をいただきましたので、恐れ入りますが、時間の制限がございいますので、ここで議長として質問を切らせていただきます。

質問を切らせていただくことをご承認いただけますでしょうか。

【拍手多数】

ありがとうございました。

それでは、第1号議案、2号議案、3号議案につきましてご承認いただけますでしょうか。

【拍手多数】

ありがとうございました。

皆様方のいろんなご意見を十分に私も伺わさせていただきました。そんなことを踏まえたうえでこの実現を図ってまいりたいと思います。ありがとうございました。

それでは、次の第4号議案に入らせていただきます。第4号議案は、330-A地区の緊急災害援助資金の件でございます。これは報告事項でございます。お願いいたします。

○戸田大会幹事代行

ただいまの「330-A地区愛の泉緊急災害援助資金の件」について、ご報告申し上げます。

先ほど開催されました臨時キャビネット会議におきまして、「ライオンズクラブ国際協会 330-A地区愛の泉緊急災害援助資金規則」の第3条（資金の運用）が改正されました。第3条を読み上げます。

第3条（資金の運用）

地区ガバナーが緊急災害度合いを判断し、運用することの他、この資金の運用

が 330-A 地区に特に必要と認めた場合には、当該委員会に諮り、愛の泉資金を使用することが出来る。

と改正されましたことをご報告申し上げます。

以上でございます。（拍手）

○議長

ありがとうございました。

これはキャビネット会議のご承認事項を報告するというのが義務でございますので、報告させていただきます。

次に、第 5 号議案でございます。重要な案件事項でございます。副地区ガバナー選出に関する新制度の件につきまして、これもガバナー提案でございますので、一言説明をさせていただきます。

副地区ガバナーの選挙でございますけれども、昨年から過半数を取らなければ就任できないという新制度が国際協会のほうから発表されました。過去は何人出ても、最多得票数を取った方が当選でございました。しかし、昨年から過半数を取らなきゃならないということになりました。

昨年、ご案内の通り 4 名の方が手を挙げられたわけでございます。中島ガバナーが夜を徹して、この 4 名の方に対して何とか調整をしようということで最善の努力をされたわけでございますが、残念ながら、4 名の方はどなたもその話し合いに乗っていただけなかったという結果でございました。私も中島ガバナーとある時は同席いたしておりましたので、その辺のことは十二分に承知しております。そんなことで、今期はあのような混乱する 2 回にわたる選挙を年次大会の折に二度と見たくない、というような多くのメンバーの皆様から私のほうに、来期は何とかしろ、というようなご指導がございました。

そこで、私は今期この副地区ガバナーの選出にあたりまして、1 回の選挙で過半数を取れるにはどうしたらいいだろうか、ということのを会則委員会のほうに諮問いたしました。その結果、会則委員会から答申していただきましたことを会則委員長にご説明いただきたいと思います。

池田委員長、よろしく願いいたします。

○池田会則委員長

会則委員長の池田です。

まず、副地区ガバナーの選出に関する新制度の説明をさせていただきたいと思います。この新しい制度の狙いは3つございます。

1つは、先ほどからお話が出ておりますように、一昨年、国際会則が改正されまして、副地区ガバナーの選挙は過半数が必要だということになりましたので、候補者が3名以上立候補した時には必ず決戦投票の必要が出てきます。そのために年次大会が混乱したり、あるいは進行に支障を来すということがございましたので、まず、この点の問題を解消したいというのが第1点の狙いです。

2点目は、代議員の選挙権というものを尊重しながら、330-A地区のどこからも平等に副地区ガバナーが出られるようにしたいということを念頭に置きました。

第3点目、副地区ガバナーの選出は最終的には選挙でございますけれども、話し合いによる選出、これが最も望ましいということで、これを制度的に明確化しようということを狙いました。

今回の新しい制度は、この3つの視点から制定させていただいております。お手元の『資料集 2』の8から9に基本規定が書いてございますけれども、これをご覧になる前に、私の説明をまず聞いていただきたいと思います。耳のほうをひとつお願いします。

まず、「選出区」という概念を設けました。これは330-A地区は1リジョンから20リジョンございますが、これを3つの選出区に区分いたします。第1選出区、第2選出区、そして第3選出区というふうに3つに分けます。3つの選出区はできるだけ代議員の皆様あるいはメンバーの皆様が人数にバラツキのないようにしたら、どこで分けたらいいかということのを会則委員会でいろいろ考えた結果、人数のうえで一番公平だと思われる形が、まず、第1選出区は1リジョンから7リジョン、第2選出区は8リジョンから14リジョン、そして第3選出区は15リジョンから20リジョンというふうに分けるのが一番公平になるだろうということになりました。ちなみに、第1選出区は2004年11月時点で1999名でございます。第2選出区のほうは1870名でございます。そして最後の第3選出区は1847名、こういう風になりまして、20リジョンをこのように分けたわけでございます。

次に、「予備的選出」というものをご説明いたします。まず、第2選出区と

第3選出区からそれぞれ1名の候補者を各選出区ごとに選出するというようにさせていただきます。裏を返しますと現副地区ガバナーの中村Lが出ていらっしゃる第1選出区は、原則として立候補を見合わせていただくということになっております。もちろんこの選出の方法は、選挙による場合と話し合いによる場合とがございます。

そして第2選出区と第3選出区のいずれか1つの選出区から候補者が出ない場合がございます。また、第2選出区、第3選出区のいずれからも候補者が出ない場合がございます。そのような場合には、先ほどの第1選出区のほうは復活をしていただきまして、第1選出区からも候補者を出していただくという仕組みになっております。

そして2つの選出区からそれぞれ候補者が出た場合には、それぞれお1人に絞っていただきます。そして2つの選出区の候補者1人・1人が最後に「本選出」と言いまして、4月16日の年次大会でもって330-A地区全体でお1人を選んでいただく。こういう仕組みにさせていただきたいと思っております。

そこで例外的な場合が考えられます。この3つの選出区のうち、たった1つの選出区だけしか立候補者が出ない場合がございます。その場合において、1つの選出区から2名の立候補者が出た場合は、例外としまして、予備選出をせずに、330-A地区全体で本選出をいたします。ここで代議員の皆様方の選挙権というものを確保してございます。

次に、立候補者が3名以上になりますとこれまた混乱のもとになりますので、この場合は、まず予備的選出をしていただいて、上位2名の方をその地域でもって選んでいただきます。そして選ばれたお2の方が、次に330-A地区全体において、この2人のうちの1名を本選出していただく。こういう仕組みになっております。

今、口頭で説明しました以上のものではございませんけれども、それが先ほどの『資料 2』の8頁ならびに9頁に書いてございますところの基本規定に書かれているものでございます。大事な規定でございますので、少し時間をいただきまして、第1条からすべての条文を説明させていただきたいと思っております。『資料 2』の8頁をご覧ください。

副地区ガバナーの選出に関する基本規定

第1条（根本精神）

ライオンズクラブ国際協会 330-A 地区における副地区ガバナーの選出は、（ここが大切なのですけれども）友愛と相互理解の精神に基づき、クラブ会員同士並びに各クラブ間の融和を図りながら行われるものとする。

この根本精神を何とか皆様にご理解いただきたいということでございます。

第2条（基本的規定）

本規定は、第1条の精神に基づき、副地区ガバナーの選出に関する基本的な事項を定めるものとする。

第3条（副地区ガバナー候補者の資格）でございます。

副地区ガバナーの候補者の資格は、ライオンズクラブ国際協会会則・付則第3条第9項（b）（1）から（3）の（a）（b）（c）の定めに従います。これは従来通りです。

第4条（予備的選出・本選出）

1、副地区ガバナーの選出は、先ず予備的選出によって2名の候補者を選出し、このうちから1名を本選出する。

2、予備的選出を経ない者は、本選出の候補者になれない。

但し、第6条3の（1）の場合を除く。これは後に説明します。

第5条（選出区域）

予備的選出を行うために、330-A 地区の地区組織を下記の通り区分して、第1選出区・第2選出区・第3選出区とする。

（1）、第1選出区 第1リジョンから第7リジョン

（2）、第2選出区 第8リジョンから第14リジョン

（3）、第3選出区 第15リジョンから第20リジョン

こういうふうに分けてみたいと思います。

第6条（選出の手順）ですが

1、第4条1項に定める予備的選出は、現副地区ガバナーが所属するリジョンを含む選出区以外の2つの選出区から、それぞれ各1名の候補者を選出するものとする。

次に9頁にいきます。

2、前項の両選出区から候補者が出ない場合又は1つの選出区のみから候補者が出た場合は、残りの選出区において予備的選出をやっていただく。こういうこととさせていただきます。

3、1つの選出区だけから候補者が出ることになった場合において、

(1)、候補者が2名の場合には、予備的選出を行わず、330-A地区地区全体において本選出する。

(2)、候補者が3名以上の場合には、先ず予備的選出のための選挙によって上位2名を選出する。

次に330-A地区全体において、1名を本選出する。

第7条（選出の方法）

1、選出の方法は、選挙による方法と選挙に代え話し合いによる方法とがある。

2、選挙の方法は、第8条の規定に従うものとし、いずれもライオンズクラブ国際協会会則・付則第3条9項（b）及び「副地区ガバナー選挙に関する規定」を適用する。

第8条（選挙による選出）

1、予備的選出のための選挙は、候補者が所属している各選挙区ごとに行う。

2、本選出のための選挙は、330-A地区全体で行う。

第9条（話し合いの選出）

1、地区ガバナーは、選挙の日の前日まで、候補者と話し合いを行い、話し合いの方法による選出を試みることができる。

2、前項の場合、地区ガバナー及び候補者は、第1条記載の根本精神を最大限において尊重しなければならない。

本則は以上でございます。

附則がでございます。

附 則

第 1 条 この規定は、330-A 地区の会員において尊重していくよう強く奨励されるものである。

ただし、ライオンズクラブ国際協会会則・付則第 3 条第 9 項（b）に規定された副地区ガバナーの候補者の資格を束縛し、規制するものではない。

という付則がございますが、この付則についてご説明いたします。

もともと昨年第 2 回キャビネット会議において承認されました副地区ガバナーの選挙規定には、この付則がございませんでした。しかしながら、やはりこの規定は国際本部のほうに一応送って、そして点検をしてもらおうというガバナーのご判断で、昨年から今年にかけて国際本部のほうにこの規定を一種のローカルルールとして送ってございました。

その送った結果としまして、国際本部のほうは、やはりこの付則に書いておりますような、こういう文章をこの会則の中に入れてほうが望ましい、という具体的なご指摘がございました。つまり早く言えば、国際会則の付則第 3 条 9 項（b）に定められた副地区ガバナーの候補者の資格でございますけれども、われわれが今、皆様にお諮りしているルールはあくまでローカルルールでございますから、この国際会則を拘束したり、あるいは規制するものではないということをごきちっと規則の中に入れられたいというお話があって、このようにしたわけでございます。そういうわけで、これは国際本部とのすり合わせの結果できたものでありまして、結論的には国際本部のほうも、このローカルルールの規定は国際協会の会則とは何ら抵触するものではない、という文書によるお墨付きをいただいているわけでございます。

最後に、**第 2 条**は、この規定は、平成 17 年 1 月 24 日、本日ご承認をいただきましたら、直ちに**施行する**。という風になっております。

大変足早にご説明いただきましたけれども、われわれの代表である副地区ガバナーの選出につきまして、新制度の説明と規定の説明を終わらせていただきます。（拍手）

○議長

ありがとうございました。

それでは、本件について補足させていただきたいと思います。

先ほど申し上げましたように、どうしても過半数を取らなければいかん。しかも1回の選挙で物理的に年次大会、皇室もおみえになる中でやはり混乱のないようにしなければいけない。なおかつ、そうでありながら民主的なルールでなければいけない。こういうことで会則委員会に諮問いたしました結果、今、委員長から報告のありました通りの諮問がいただけました。

そこで、私はよその地区は一体どうやっているのだろうかということを全部チェックさせていただきました。今、日本は8複合議長連絡会というのがございまして、8人の方がおみえになります。時間もございませんから一部を申し上げますと、北海道は全部リジョンで副地区ガバナーの選出を回している。331でございます。332は秋田・山形・福島・岩手、その方面は県ごとに副地区ガバナーの選出を回している。それから334の長野県のほうは7リジョンあるそうでございますけれども、リジョンごとに副地区ガバナーの選出を回している。京都・奈良・滋賀のほうの335にまいりますと、ガバナーが今は京都だから、来年は滋賀だけれども、滋賀にいいのがいねえな。言葉がちょっと済みません。議事録を訂正してください（笑）。いい方がいらっしゃらないなど。これだったらいいですね。そのために奈良のほうに目を向けまして、俺の後は奈良のお前やってくれよと。こんな風にガバナーが指名していると。これは一部でございます。こんなことでございます。

330-A地区におきましても、ゾーン・チェアパーソン、リジョン・チェアパーソン、そして議長、330の複合も今期は私は議長を務めさせていただいておりますが、議長もローテーションでございます。ゾーン・チェアパーソン、リジョン・チェアパーソンもローテーションでございます。そして今、全国の8複合の世話人もローテーションでございます。副世話人は東京ということになっておりますが、何年前か、確か見上ガバナーのころからそんなふうな改正をされたと同っております。もっと大きく言いますと国際理事も今度は日本で何名、今度は台湾から、今度は韓国からという風にローテーションで、友愛と協調の精神のもとに互助の精神を第一に考えてやっているわけでございます。

330-A地区だけが正直言って無制限ということでございましたので、私は副地区ガバナーが出ているところからはご遠慮いただいて、ほかの2つの地区

から出ていただいて、お2人で決選投票で過半数を取っていただこうと。こういうふうに考えたわけでございますが、今、委員長からお話がありましたように、そのほか何人かの方から私のほうにお電話をいただいたり、お手紙を頂戴したりして、何とか代議員の権利である投票の権利をひとつ尊重してもらいたい。こんなふうなお話がありました。私はいろいろと考えまして、今、お話がありましたようにこの件につきまして、ご意見はご意見として十分それを取り上げ、そして国際会則に触れないような形の中で民主的に、なおかつ2人の候補者によって選挙を皆様にさせていただきたい。

もちろん第一には話し合いでございます。前に申し上げましたように私は中島前ガバナーとも話し合いをさせていただきました。中村副地区ガバナーとも話し合いをさせていただきました。2期連続話し合いで決まったわけでございますが、去年は残念ながら過半数という制度の中で、ああいう状況でございました。そういうことから今回、実は今、最後に委員長からもお話がありましたけれども、国際協会の法律部長 スコット・トラムヘラーという方から私のほうに、千恵子・コルビスという日本人の方でございますが、課長さんでございます。その方に中で通訳していただいて、何回もこのやり取りをしました結果、今、申し上げた通り附則を適用するという事で、基本的には紳士協定の中でキャビネット会議、そしてまた代議員の皆様にご承認を賜りますれば、そういう風にして決めたことについて、ぜひひとつそれを守っていただきたいと思います。しかしながら、副地区ガバナーが出ているところからでも、自分は今回どうても出るんだということで、もしそれを破って出たいという場合には、必ずしもそれを拘束するものではないという附則を付けさせていただきました。それでどうでしょうか、ということをおっしゃったところ、それで結構ということで、先ほどもキャビネット会議で申し上げましたけれども、「貴殿のご照会に対しては、追加文書を附則として内規に使用されることによって、このローテーション・システムを副地区ガバナー候補者選出の内規として設けることは、必ずしも国際会則及び付則に抵触するものでないことを申し上げます」、ということで最後結ばれております。時間がないようでございますから全部読みませんが、そんなことできちっと国際協会のほうにもご了解をいただいたうえでのご提案でございます。どうかひとつご了解をいただきますようお願い

いたします。

○池田会則委員長

議長、大切なことの説明を忘れましたので、1点、ご説明を追加させていただきます。

先ほどの副地区ガバナー選出に関する新制度が承認されましたならば、『資料集』の一番最後に付いてございます「次期地区ガバナー・次期副地区ガバナー選挙日程」案がございますが、この考えられる選挙日程の案も一緒にご承認をいただくようにひとつお願い申し上げます。

○議長

今、委員長からのご提案でございます。そんなことで追加されましたのは今のことと、そして1地区からしか出ないという場合が想定できましたものから、1地区からしか出ない場合には、お2人出ていただいて、全地区の皆様選挙いただく。こういうことも追加されました。その日程等々につきまして今、ご説明のあった通りでございます。それを含めまして、議長として皆様にお諮りさせていただきます。

ただいまご提案申し上げました副地区ガバナー選出に対します新しいご提案、ご承認いただけますでしょうか。（拍手）

ごめんなさい。風間委員長のほうから先ほどご忠告を受けながら、私も初めてで大変未熟でございますので、ちょっと失礼いたしました。ご質問があったのを前後いたしまして、申しわけございません。

○風間 L

今、ガバナーの説明の中で、議長とガバナーを行ったり来たりして、議長がいるのか、いないのかよくわかりませんが、副議長がいますので、副議長に議長職を渡して、ガバナーならガバナーでやっていただければ一番よかったですと思いますが、これは蛇足でございます。

一番疑問に思っておった、国際会則に触れるのではないかと、という思いがまだ抜けきれませんが、今、ガバナーは大変重要な説明をしていただきました。すなわち第3条、これは会則に定めた副地区ガバナーに出る有資格者ですね。そして今やろうとしているのは、すなわち第1選挙区、第2選挙区、第3選挙区と分かれて、第1選挙区から出られない。代議員の投票する権利は確保され

ていますが、第1選挙区の有資格者、これを束縛していないかどうか。有資格者は立候補できるというのが国際会則の原則でありますので、有資格者がなぜ出られないのか、立候補届け出せないのか、ということは非常に疑問でありました。

そしてその疑問を今、ガバナーは附則の第1条、いわゆる拘束・束縛をしていない。附則で補っているという説明に、第1選挙区からどうしても立候補したいという者がいたら、それは束縛しません。立候補届けを受け取るというお話がありましたので、これをしっかり代議員の皆さんは理解したうえでこれを施行しないと、この規則があっても、同じことが起きるということでございます。故にそれぞれの心、お互いに融和して、無駄な時間と無駄な経費、それを使わないで、本来の奉仕をやっていこうというところに心を一つにしませんと、これは単なる全く無意味な屋上屋を重ねるルールになりかねません。故にガバナーの説明の立候補を束縛しないということは事実であるならば、それを踏まえたいうえで、これを皆さんがご判断なさることが大事かと考えます。

○議長

ありがとうございました。

当然ながら先ほど申し上げましたように、キャビネット会議並びにきょうご承認を賜りますれば、代議員会第一日目でご承認をいただく案件でございますので、それを基本的にはローカルルールとしてひとつぜひ遵守していただきたい。しかしながら、国際協会のほうとやり取りしましたように国際会則第3条9項(b)をこれに付けるということで、今、風間委員長よりご忠告をいただきました通り、そういうことでご承認を賜ったということでございますから、ぜひ代議員の皆様方もその辺のことを含んだうえで、今後ひとつご検討いただきたいと思っております。ありがとうございました。(拍手)

もう1人いらっしゃるようでございますから、清水L、どうぞ。

○清水L

質問ではありません。山浦ガバナーにお願いがございます。

国際本部とのコンセンサスが取れているやにご発言がございました。今、お手元に2枚の紙をお持ちになっておられますね。それを私どもに提示していただけるようお願いしたいと思います。

○議長

わかりました。そのようにさせていただきます。時間がございましたら、ご提示の前にちょっと読み上げさせていただきます。

○清水 L

後でプリントでも何でも結構でございます。

○議長

わかりました。では、そのようにさせていただきます。きちっと皆さんにご納得いただけるようなシステムを構築いたしましたので、明解にそれは提示させていただきます。

以上でございます。

この案件につきまして、ご承認いただけますでしょうか。

【拍手多数】

ありがとうございました。

○司会

どうもありがとうございました。

本日の 330-A 地区の年次大会第一日目の代議員総会の議案の審議は以上でございます。

決議委員会の報告を山浦議長、お願い申し上げます。

○議長

それでは、本日、審議検討されました決議の内容について、橋口啓一決議委員長よりご報告をお願いいたしますと思いますが、橋口委員長が準備が整うまで、約 2 分ほどお時間をいただきたいと思いますが、恐れ入りますが、しばらくお待ちくださいませ。

(暫時休会)

(再 開)

○議長

それでは、橋口委員長、よろしくお願い申し上げます。

○橋口決議委員長

決議委員長の L 橋口でございます。

長時間にわたり熱心なご討議、誠にありがとうございます。

本日の決議事項、ガバナー提出案件でございますが、5件ございました。そのうち4件が承認可決を要し、1件がキャビネット会議の決議の報告事項でございました。詳細を申し上げます。

第1号議案「330-A地区は、事務局用不動産取得のための法人 有限責任中間法人 330-A地区支援会を設立する件」。この1号議案につきましては、拍手多数をもちまして原案通り承認可決されましたことをご報告申し上げます。

次に、第2号議案でございます。これには2つありまして、1は、「330-A地区事務局用不動産を取得する件」、それから2は、「新宿区西新宿7丁目のダイカンプラザB館2階の物件を取得する件」、この2件がございまして、この2号議案につきましても、審議の結果、拍手多数をもって原案通り承認可決されたことをご報告申し上げます。

次に、3号議案でございます。「330-A地区支援預託金募集の件」につきまして、お手元の「330-A地区支援預託金募集要綱」に沿って進めること、ということでございますが、これも拍手多数をもって原案通り承認可決いたしましたことをご報告いたします。

4号議案でございます。「330-A地区愛の泉緊急災害援助資金規則の第3条（資金の運用）を改正する件」でございます。これは報告事項でございまして、キャビネット会議の決議報告を戸田幹事代行から皆様方にご報告させていただきました。

最後に、第5号議案でございます。「次期副地区ガバナー選挙に関する新制度の件」並びに追加で「次期の地区ガバナー及び次期副地区ガバナー選挙日程」がご提案されました。この2件につきましては拍手大多数をもちまして原案通り承認可決いたしました。

以上、第51回年次大会第一日目代議員総会において決議されましたことを報告いたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長

橋口L、ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の審議事項を全部終了させていただきました。議長の席を降ろさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○司会

どうもありがとうございました。

これをもちまして、ライオンズクラブ国際協会 330-A 地区第 51 回年次大会
第一日目代議員総会を終了させていただきます。

代議員の皆様、長時間どうもありがとうございました。（拍手）